

西大台利用調整地区における立入認定事務の改善等について

1. 認定事務等に関するこれまでの改善要望事項と対応状況等

	要望事項	対応状況等	
認定事務・認定基準等について	申請書の提出期限の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書の提出期限をできるだけ短縮してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度は申請書の提出期限を「10 日前まで」に短縮しましたが、新たな指定認定機関による認定関係事務の開始により、郵送の場合は「5 日前必着」として、更に短縮しました。
	インターネットを活用した立入申請手続きの簡略化	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの活用により、Eメールによる事前予約受付や利用状況に関する情報提供等のシステムを導入してほしい。 ・ビジターセンターにインターネット回線を整備すれば申請事務はかなり簡素化が図れると考えられるので、そのための予算申請をする必要があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上で事前予約が可能となる事前予約受付システムを現在構築中であり、来年度早期の運用開始を目指しています。本システムの導入により、平日、休日を問わず 24 時間予約状況の確認や予約受付が可能になるとともに、申請者が入力した予約情報が直接データベースに登録されるため、管理者側の負担も軽減できます。 ・ビジターセンターにおけるインターネット回線の整備については、予算や認定事務の体制等、課題が多いため、引き続き検討していきたい。
	立入当日または前日の申請受付	<ul style="list-style-type: none"> ・指定認定機関の窓口で直接来た人や村に宿泊した人に対しては、立入当日または前日に認定が出来るようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定認定機関の窓口で直接申請書を提出する場合に限り、立入前日までの申請受付は可能となっています。
	ビジターセンターでの申請手続きの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジターセンターでも申請できる仕組みや、事前レクチャーの際に手数料を払うことが出来るような仕組みについても検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定認定機関の人員配置等の体制や関係機関との調整が必要となる事項であり、今後の検討課題です。
	地域特別枠の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の宿泊施設に泊まった利用者には、特別の認定枠を設けてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法の規定上、特別の認定枠を設けることは認められていません。
	手数料の返還(立入認定日の変更)	<ul style="list-style-type: none"> ・天候などによっては立入できない場合も出てくるが、そうした場合は手数料を返還するのが当然ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務手続きに対する手数料として徴収するものであり、返還が出来ない旨法令で定められています。ただし、大台ヶ原ドライブウェイの通行止めによって立

		入認定日の立入りが著しく困難と認められる場合は、同一年度内において一回に限り認定された立入日の変更が可能です。
認定者の入れ替え	<ul style="list-style-type: none"> ・認定を受けた人が、知人等に、認定の枠を譲ることができるようにしてほしい。 ・ガイドの立場からいうと、人の入れ替わりを認めないというのは困る。2～3ヶ月先のガイドツアーに対して誰が対応するか決めておくのは困難。ガイドを推奨していくのであれば、その点も考慮してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法の規定上、認定は申請者個人に対してなされるものであるため、認定枠の他人への譲渡は認められません。ただし、新たに創設される代表者に対する認定制度では、認定を受けるのは代表者だけなので、同行者の変更があっても手続きは不要です（※同行者の人数に変更があった場合を除く）。
代表者以外の氏名等の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・（代表者認定の場合）代表者が申請を行う場合にも、遭難対策等のため代表者以外（同行者）の住所、氏名等を把握する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前レクチャー受講時に住所、氏名等を記載した同行者名簿を提出してもらうことを想定しています。
申請手続きに係る法改正	<ul style="list-style-type: none"> ・認定の基準や手続き等については、法律で全国一律に定めるのではなく、地域特性を踏まえて、利用調整地区ごとにルールを定めるのが適切である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用調整地区ごとに定める認定の基準については、このような協議会の場での合意形成を図りながら定めることとなっております。
1団体あたりの上限人数の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・マイクロバスによるツアー等に対応するため、1団体あたりの上限を10人から20人に変更してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1団体あたりの上限人数は、一時的に大人数が利用することによる自然環境への影響、静寂な雰囲気の中で大台ヶ原の自然を味わうことができ、また、無理なくガイドの説明を聞くことが出来る人数を考慮して設定しています。ただし、20人の団体で来た場合でも、利用調整地区内で、10人ずつに分かれて、ルールを守って行動してもらえば問題ありません。
事前レクチャーの時間・内容の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・季節に合わせた写真の提示や、植物等が観察できる場所の説明などを行い、レクチャーの内容を改善してほしい。 ・西大台～小処方面間の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・レクチャー内容については、関係各位や利用者の意見を聴きつつ、逐次、充実に努めています。 ・現状では、事前レクチャーを立入りまでの期間に受講するなどの方法以外に

		者に対して、事前レクチャーの時間を早くするなどの対応を検討してほしい。	現実的な対応は困難です。今後、継続して検討すべき課題です。
施設について	歩道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道が荒廃している箇所について整備してほしい。 ・西大台利用調整地区については、これ以上の歩道整備を行わないでほしい。 ・過剰な整備は適切ではないが、安全面については、十分配慮してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画において、「歩道や標識等の施設の整備は必要最小限とする」こととしていますので、安全面等を踏まえ、今後も歩道の整備のあり方について検討していくこととします。
普及啓発について	広報に関する配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・東大台でも、西大台と同様の規制が行われているとの誤解が生じないように、広報等には十分配慮してほしい。 ・普及啓発用に作成するDVDは、委員や地元旅館等に配布して意見を集める等して、内容を改善していくことが必要。また、配布先等に配慮して多くの人々に見てもらえるよう工夫して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報等にあたっては、誤解を生じないように十分に配慮していきます。 ・普及啓発用DVDは関係機関や上北山村商工会を通じて地元の旅館、ガイド団体等に約100枚を配布した他、広く一般の人々が閲覧できるよう、インターネット上の動画サイト(Youtube)に掲載しました。今後も様々な活用方法を検討し、幅広い普及啓発に努めます。
その他	地域経済の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・大台ヶ原全体の利用者が減少している中、利用調整地区の運用が、地域の経済や観光の振興につながるような方策についても検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記のような幅広い普及啓発を行うとともに、様々な機会を通じて西大台利用調整地区の魅力を発信していきます。また、認定事務の改善等により、利用者の利便性向上に努めます。

(参考) 利用者アンケートにおける認定事務等に関する意見

平成 21 年度の「事前レクチャーに関するアンケート」の自由意見 (21 件) 及び「西大台の利用に関するアンケート」の自由意見 (109 件) のうち、認定事務等の改善に関する意見 120 件を抽出し、下表に整理した。

※平成 19 年度 認定者数 452 人、アンケート回収数：事前レクチャー後 348 票、利用後 175 票
 平成 20 年度 認定者数 1,055 人、アンケート回収数：事前レクチャー後 824 票、利用後 379 票
 平成 21 年度 認定者数 1,273 人、アンケート回収数：事前レクチャー後 1,019 票、利用後 145 票

意見の内容		意見数			計
		H19	H20	H21	
事務手数料 について	・事務手数料を安くしてほしい。	7	6	3	16
	・悪天候で入山できないときは、手数料を返してほしい。	1	0	0	1
	・事務手数料は当日払いにしてほしい。	0	2	1	3
	・事務手数料の用途を明確にしてほしい。	0	1	1	2
認定手続き について	・申請の手続きを簡略化、合理化してほしい。	5	16	15	36
	・立入日の 2 週間前となっている申請期限を短縮してほしい。	6	11	1	18
	・認定日が変更出来るようにしてほしい。	9	14	2	25
	・インターネット、メールで申請手続きが出来るようにしてほしい。	1	0	1	2
	・現地で立入申請が行えるようにしてほしい。	2	0	1	3
事前レクチャー について	・レクチャー内容を改善してほしい。	14	10	8	32
	・事前レクチャーの免除、または有効期限を長くしてほしい。	2	5	1	8
	・配布冊子を改善してほしい。	4	10	9	23
	・事前レクチャーの開始時間を早く、または回数を増やしてほしい。	0	4	12	16
巡視について	・巡視を強化してほしい。	5	0	0	5
施設について	・迷いやすいため案内標識や目印の拡充が必要。	50	71	30	151
	・歩道が不明瞭なので対策が必要。	2	16	10	28
	・誘導ロープを増やす、または目立つ色にしてほしい。	0	0	7	7
	・ロープが多すぎて自然の美しさを阻害している。	0	0	2	2
	・登山道を整備してほしい。	7	6	0	13
	・河川の渡渉点を整備してほしい。	3	5	0	8
	・トイレ、または携帯トイレブースを整備してほしい。	7	9	5	16
	・食事や休憩の出来る場所を整備してほしい。	2	4	0	6
	・解説標識を整備してほしい。	4	14	0	18
	・現在のルート以外も開放してほしい	1	5	0	6
	・道に迷いやすいので対策がほしい。	4	0	0	4
	■その他の施設に関する意見 (H21 年度)	0	8	4	12
	・もう少し短い周遊コースがあればよい。(1 件)				
・標識やロープは少ないほうが良いが、コース点検をお願いしたい。(1 件)					
・つり橋上の歩道の足場が悪かった。(1 件)					
・椅子を設置してほしい。(1 件)					

意見の内容		意見数		
		H19	H20	H21
運用に関する意見	<p>■その他の運用に関する意見 (H21年度のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見るポイントがあまり無いので、原生的な自然を見るコースということをもっとPR・アナウンスすべきだ。(1件) ・ホームページやウォーキングmapは一本道で分かりやすい印象を与えてしまっているのではないか。(1件) ・ガイドツアーがあればよい。(1件) ・初めて西大台に入山する人にはガイド(ボランティアでも良い)を付けてはどうか。(1件) ・携帯トイレはビジターセンターでも販売してほしい。(1件) ・火の使用をもっと厳しく制限しても言いかと思う。(2件) 	0	23	7

2. 改正自然公園法の施行（平成 22 年度予定）に伴う立入認定事務等の変更

代表者認定の開始により、認定手数料の上限変更や代表者の要件の設定等、従来の規定の変更や新たな規定が追加される。西大台利用調整地区での運用方針（案）は以下のとおり。

変更の内容		西大台利用調整地区における 運用方針（案）
(1)	<p>【利用調整地区における認定を要しない行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省又は都道府県の職員が利用調整地区の巡視を行うこと。 	特になし
(2)	<p>【利用調整地区への立入り認定の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海の利用調整地区を踏まえ、船の数についても調整できるようにするもの。 	特になし
(3)	<p>【立入りの認定の申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者認定の申請の場合、申請事項（申請書記載事項）に同行者（申請者の監督の下に立ち入る者）の合計人数を追加する。 	<p>①現行の申請書に「同行者人数」を書く欄があるため、変更不要。ただし裏面の申請者欄は削除。</p> <p>②事前レクチャー受講時に同行者名簿を提出させる。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書に添付する、「基準を遵守して立ち入ること」を約する書面について、環境大臣が認めるときは、書面の添付を省略させることができる。 	現在は申請書と「約する書面」が一つになった様式であるため、現行の様式で対応可能。
(4)	<p>【立入認定証の記載事項】：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同行者の立入認定証についても、代表者の氏名を記載する。 	<p>現行の認定証様式で対応可能。</p> <p>※裏面の名前の欄は同行者の氏名を書くことを想定（任意）。</p>
(5)	<p>【立入認定証の再交付】：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者認定における再交付申請の場合、申請事項（申請書記載事項）に「再交付を必要とする枚数」を追加。 	再交付申請書に「枚数」欄を設ける。
(6)	<p>【他の利用者をその監督の下に立ち入らせることができる者（代表者）の要件】：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境大臣が利用調整地区ごとに定める基準に適合するものであること。 	現在本省と調整中。
(7)	<p>【利用調整地区における個人に対する立入認定等に係る手数料の上限の変更等】：</p> <p>①個人：上限 1,800 円（現行 1,000 円）</p> <p>②代表者：代表者は上限 2,000 円（新規） 同行者は上限 1,000 円（新規）</p> <p>③再交付：上限 1,000 円（現行 600 円）</p>	代表者に対する認定の場合も含め、現行どおり 1 人 1000 円（再交付の場合は 600 円）とする。

(参考) 改正政省令案・利用調整地区関連部分抜粋

○自然公園法施行規則及び自然環境保全法施行規則の一部を改正する環境省令案について(抜粋)

I. 制定の趣旨

(略)

II. 制定の内容

II-1. 自然公園法施行規則の一部改正

(略)

5. 海域における利用調整地区制度の創設等に伴う不要認定行為・立入り認定の基準関連

今回の法改正に伴い、海域公園地区においても利用調整地区を指定できることとするとともに、従来からの個人に対する立入り認定に加え、他の利用者に、風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないように利用調整地区へ立ち入らせることができる者(以下、「代表者」という。)が代表して立入りの認定を受け、代表者の監督の下に利用調整地区へ立ち入る利用者については、改めて立入りの認定を受けることを要しないこととされた。

これらの規定に関し、改正後の省令では、以下の内容について規定を追加する。

(1) 利用調整地区における認定等を要しない行為

通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で、国立公園又は国定公園の利用者以外の者が行うもので利用調整地区における認定等を要しない海域公園地区内で行われる行為を追加する。

その他、平成18年に指定された吉野熊野国立公園における西大台利用調整地区の運用状況等を踏まえ、各利用調整地区制度の着実な運用を図るため、利用調整地区における認定等を要しない行為に以下の行為を追加する。

○環境省又は都道府県の職員が利用調整地区の巡視を行うこと。

(2) 利用調整地区への立入り認定の基準

海域公園地区においても利用調整地区を指定できることとしたことを踏まえ、利用調整地区への立入り認定基準として、利用調整地区内へ立ち入る船艇の隻数についても調整する必要があることから、現行の「利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める人数の範囲内であること。」を「利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める人数又は船艇の隻数の範囲内であること。」に改める。

(3) 立入りの認定の申請

代表者による立入認定制度が創設されたことを踏まえ、立入りの認定の申請事項に、申請者の監督の下に立ち入る者の合計の人数(法第24条第8項において準用する場合に限る)を追加する。立入り認定の申請書に添付しなければならないこととされている立入り認定の基準を遵守して立ち入ることを約する書面について、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が当該書面の添付が必要ないと認めるときは、当該書類の添付を省略させることができる旨の規定を追加する。

(4) 立入認定証の記載事項

代表者による立入認定制度が創設されたことを踏まえ、代表者の監督の下に立ち入る者の立入認定証についても代表者の氏名を記載することとする旨の規定を追加する。

(5) 立入認定証の再交付

代表者による立入認定制度が創設されたことを踏まえ、立入認定証の再交付の申請事項に、再交付を必要とする枚数（法第24条第8項において準用する場合に限る）を追加する。

(6) 他の利用者をその監督の下に立ち入らせることができる者の要件

代表者による立入認定制度が創設されたことを踏まえ、他の利用者をその監督の下に立ち入らせることができる者の要件として以下の要件を規定する。

○第24条第7項の規定による要件は、利用調整地区内において、風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすことがないようにその監督の下に他の利用者を立ち入らせることができるものとして、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める基準に適合するものであることとする。

○自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の一部を改正する政令案について（抜粋）

1. 改正の趣旨

（略）

2. 改正の内容

I. 自然公園法施行令の一部改正

（略）

（3）利用調整地区における個人に対する立入認定等に係る手数料の上限の変更等（改正後の公園法施行令第3条関係）

新公園法第24条第1項に規定する利用調整地区への立入りについての認定に係る手数料の上限を変更するとともに、同条第7項に規定する代表者による監督の下に他の者を利用調整地区の区域内へ立ち入ることについての認定に係る手数料及び同条第8項において準用する同条第5項に規定する立入認定証の再交付に係る手数料の額の上限を定める。

①個人に対する認定の場合：一人につき上限1,800円（現行は1,000円）

②代表者に対する認定の場合：代表者は上限2,000円、同行者は上限1,000円（新規）

③立入認定証の再交付：一枚につき上限1,000円（現行は600円）